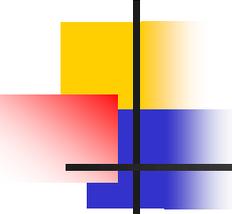
A decorative graphic on the left side of the slide consists of a vertical black line intersecting a horizontal black line. To the left of the vertical line, there are three overlapping squares: a blue one at the top, a red one in the middle, and a yellow one at the bottom. The squares have a soft, blurred edge effect.

注目されるコーポレート・ガバナンス

-公認会計士・監査審査会の活動状況と今後の方向性-

**金融庁検査局審議官 兼
公認会計士・監査審査会事務局長
佐々木清隆**



自己紹介

1983年大蔵省(現財務省)入省

**1998年金融監督庁(現金融庁)検査部(局)総括
補佐、企画官**

2005年証券取引等監視委員会特別調査課長

2007年証券取引等監視委員会総務課長

2010年金融庁検査局総務課長

2011年金融庁検査局審議官 兼

公認会計士・監査審査会事務局長



Agenda

- 1. 公認会計士・監査審査会の組織**
- 2. 公認会計士・監査法人に対する審査・検査の現状**
- 3. 最近の取り組みと課題**



1. 公認会計士・監査審査会の組織



主な業務・権限

1. 公認会計士・監査法人及び日本公認会計士協会に対する検査等
2. 公認会計士試験の実施
3. 公認会計士・監査法人に対する金融庁による懲戒処分等の調査審議

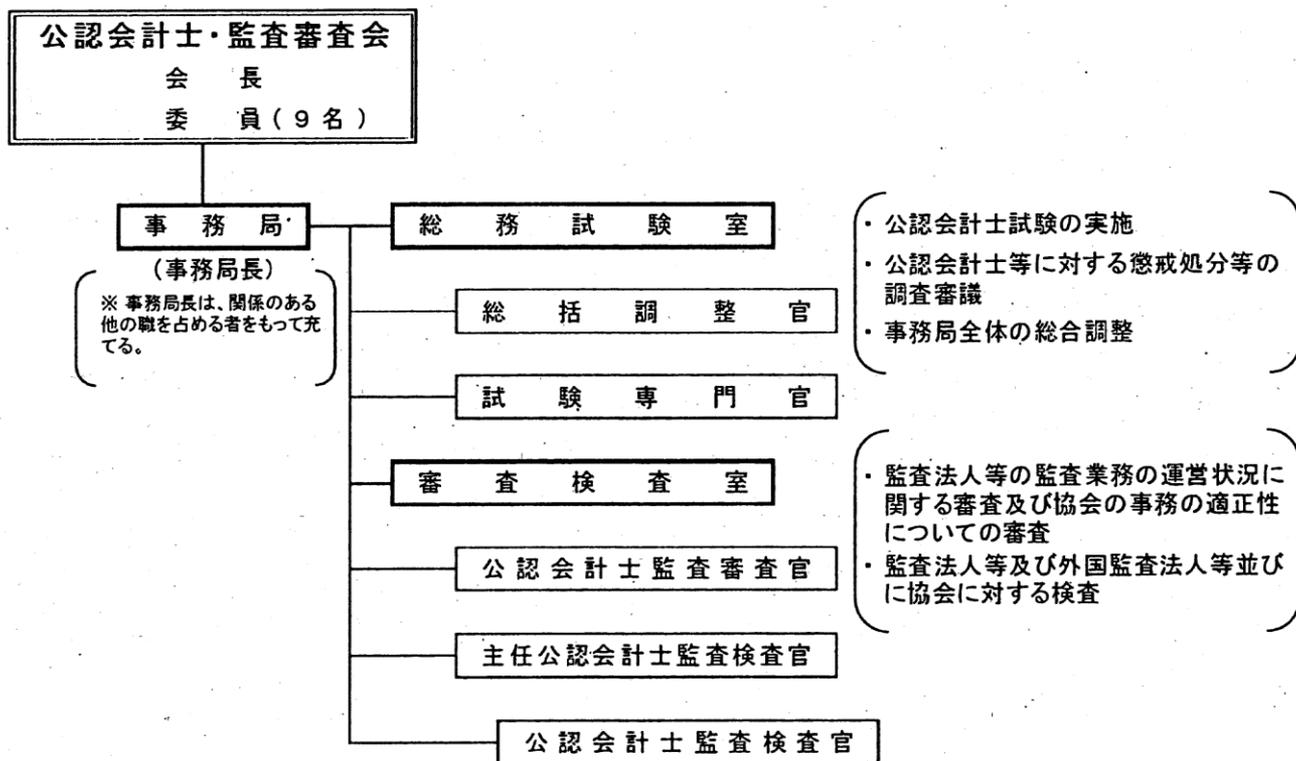


審査会の組織

平成16年4月設置。現在第3期（平成22年4月～25年3月）

- 友杉会長
- 廣本常勤委員
- 非常勤委員（8名）

事務局の構成





事務局の定員の推移

(単位:人、年度末ベース)

	H18	H19	H20	H21	H22
合 計	43	47	51	55	58
総務試験室	12	12	12	14	14
審査検査室	31	35	39	41	44
主任公認会計士 監査検査官	4	4	5	5	7
公認会計士監査 検査官	20	24	26	28	28

日本証券アナリスト協会講演
(2012.1)



2. 公認会計士・監査法人 に対する審査・検査



企業の会計不正・粉飾の増加

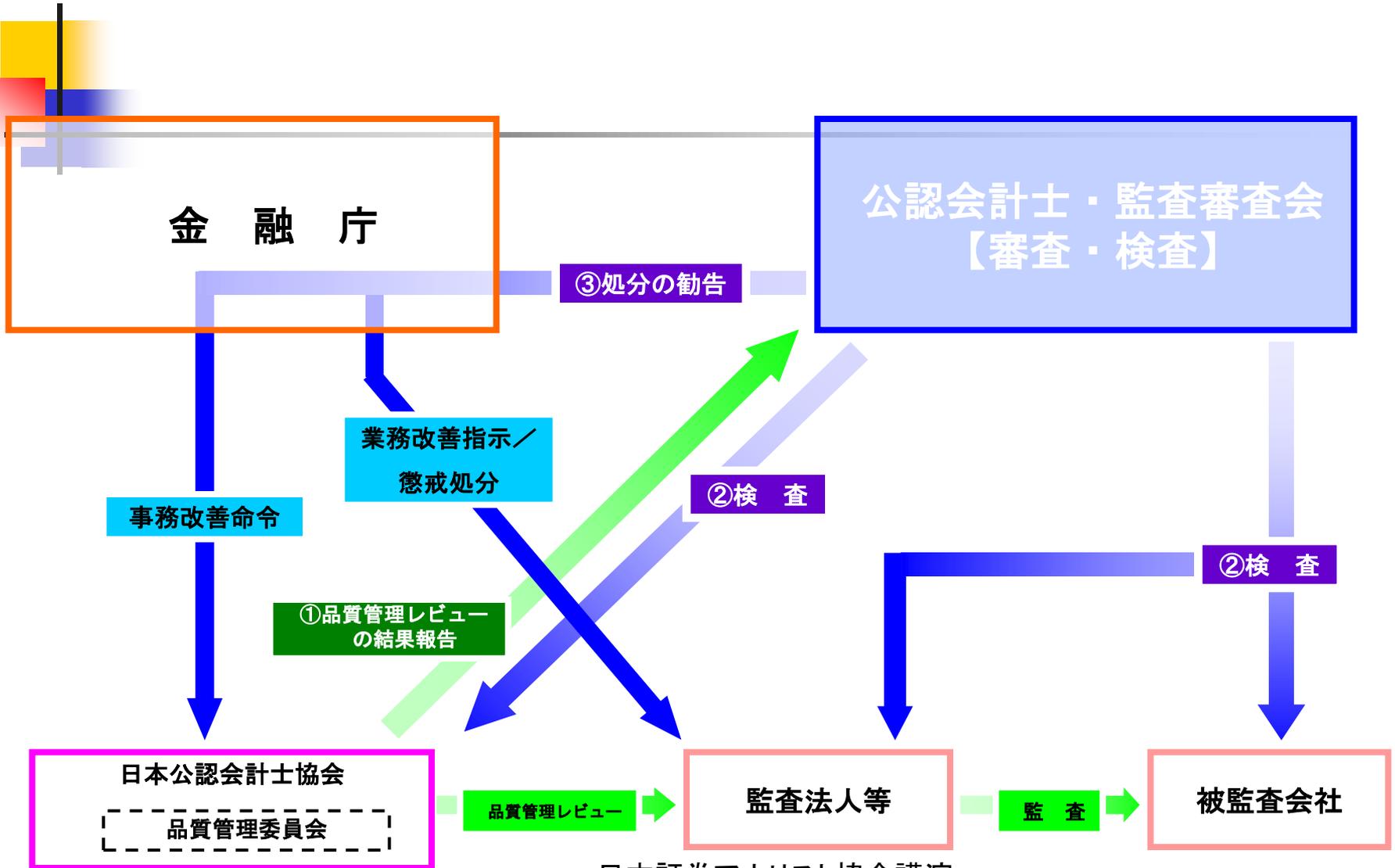
- 2001年エンロン破綻とアーサーアンダーセン問題(米国)
- 2005年カネボウ粉飾・中央青山監査法人問題(日本)
- 2006年ライブドア事件
- 伝統的な粉飾に加え、いわゆる不公正ファイナンスの増加



会計不正・粉飾と監査対応

- 監査の基準の改定・強化：会計不正の予防、財務情報の信頼性強化
- 監査法人自身の審査機能：監査品質向上のための監査法人としての自己規律
- 日本公認会計士協会による品質管理レビューの導入（1999年）：自主規制機能
- 公認会計士・監査審査会の設立（2004年）：公的監視

「品質管理レビュー」に対する審査及び検査

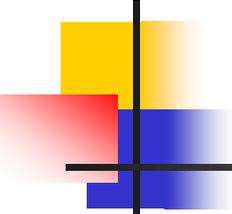


日本証券アナリスト協会講演
(2012.1)



審査・検査の目的: 監査の品質確保・向上

- 日本公認会計士協会による品質管理レビュー(自主規制)を前提に、審査会による審査・検査(公的規制)が補完する二重チェック・システム
- 監査事務所における監査業務の適切性の検証
- 協会の品質管理レビューの実効性の検証



審査・検査のプロセス

1. 協会品質管理レビューの報告受理
2. 審査：協会からの報告を踏まえ、以下を確認
 - 協会品質管理レビューの運営の適切性
 - 監査事務所による監査業務の適切性
3. 立入り検査：協会、個別監査事務所、その他被監査会社等
4. 金融庁長官への行政処分等の勧告



審査・検査の基本方針(1)

(平成22年6月25日公表、23年3月30日改定)

(視点)

- 監査の品質の確保・向上
- 国際的動向への積極的対応
- 内外に対する情報発信

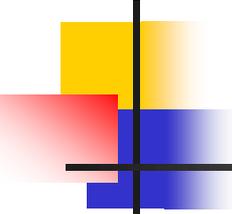


審査・検査の基本方針(2)

(平成22年6月25日公表、23年3月30日改定)

(目標)

- 協会品質管理レビューの一層の機能向上
- 監査事務所・外国監査法人等における監査業務の適正な運営の確保
- 個別監査意見そのものの適否を直接の主眼としない



平成23年度審査・検査基本計画 (23年3月30日公表)

1. 大規模監査法人等への検査

- 監査対象上場会社企業**100社**以上または常勤監査実施者**1000名**以上:原則実施
- 監査対象として比較的多数の上場会社

2. 中小規模監査事務所

- 監査契約の締結、業務管理体制の整備、品質管理レビュー後の改善への取組み等の検証

審査・検査の実施状況

■ 審査の実施状況

(平成23年3月31日現在)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
件数	94	140	139	131	120	83	99

(注)平成16年から20年までは事務年度ベース、平成21年以降は年度ベースで集計。

■ 検査の実施状況

(平成23年3月31日現在)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
件数	4	12	16	11	6	7	9

(注1)平成16年から20年までは事務年度ベース、平成21年以降は年度ベースで集計。

(注2)検査は、前年度に審査を実施した先から選定のうえ実施している。

日本証券アナリスト協会講演
(2012.1)



金融庁長官への勧告

- 検査を踏まえた、金融庁長官に対する行政処分等の勧告

(平成23年3月31日現在)

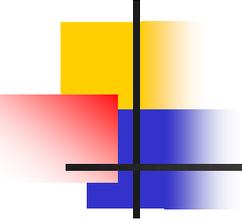
	H17	H18	H19	H20	H21	H22
件数	4	3	5	1	1	1

(注) 平成17年から20年までは事務年度ベース、平成21年以降は年度ベースで集計。



監査の品質管理に関する 検査指摘事例集(平成23年7月)

- 検査における主な指摘事例の公表
 - 監査事務所による自主的な取組みを期待
 - 監査法人向け説明会等情報発信の強化
(主な項目)
1. 業務管理体制、2. 職業倫理及び独立性、3. 監査実施者の採用、教育、評価等、4. 監査契約の締結・更新、5. 監査業務の実施、6. 監査調書、7. 監査業務の審査、8. 品質管理システムの監視、9. 共同監査



3. 最近の取り組みと課題



検査の実効性・効率性の向上

- 検査態勢の強化：質・量両面での強化、研修の強化等
- 審査を含めた検査の事前分析・リスクアセスメントの強化
- リスクベースの検査の徹底：特に検査2, 3巡目の大手監査法人について
- 検査結果の活用の多様化：検査指摘事例集を含めた情報発信の強化等



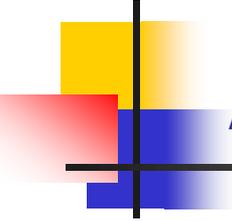
関係機関との連携強化

- 日本公認会計士協会(含む地域会)
- 金融庁(企業開示課他)
- 証券取引等監視委員会
- 証券取引所
- 日本監査役協会等



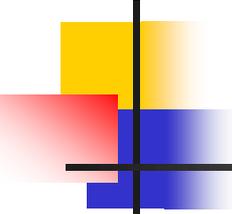
関係機関との連携のあり方： 検査結果の多面的活用

- 審査会検査結果：個別監査法人の監査業務の適切性、品質管理体制の実効性
- それに加え、個別検査を踏まえて
- 監査先企業（事業法人、金融機関等）に関する情報
 - 監査をめぐる制度上の課題等
- の情報収集、分析、関係機関への問題提起等



監査法人による監査対応の問題

- 小規模監査法人の問題: 会計士5名で法人設立可能、上場企業を監査する組織態勢としての実効性
- 監査法人の交代および新設監査法人の問題: いわゆる「駆け込み寺」監査法人
- 大手監査法人の地方事務所の問題: 監査法人内の審査、品質管理等
- 不十分な職業的懐疑心等
- 協会品質管理レビューの課題: 協会レビューアーとの意見交換等を通じた実効性向上

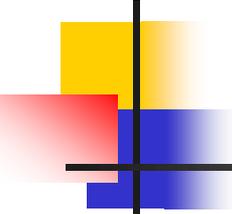


監査先企業のガバナンスの問題(1)

- 監査役監査の実効性
- 監査法人と監査役のコミュニケーションの問題(不十分さ)

(会社計算規則131条3号)

会計監査報告に際し、監査人から監査役に対する通知義務(独立性、監査人の適正な職務遂行を確保する体制に関する事項等)



監査先企業のガバナンスの問題(2)

(監査基準委員会報告25号)

監査において発見した、監査役の職務遂行との関連で重要な事項(内部統制の重大な欠陥、取締役等の不正、違法行為等)の監査人と監査役のコミュニケーションの必要性

- 監査法人→監査役:コミュニケーションの不足、インセンティブの不足
- 監査役→監査法人:関心、理解の不足



会計監査人監査未実施の問題(1)

- 大会社(資本金5億円以上または負債額200億円以上の株式会社)には会計監査人監査の実施義務(会社法328条、436条)
- しかし会計監査人未設置会社の存在(500社程度(推計))特に、非上場会社:会社法違反;罰則は過料100万円(会社法976条)
- 会計監査人の設置は登記事項(会社法911条):設置の有無は登記で確認可能。



会計監査人監査未実施の問題(2)

- 日本公認会計士協会→全銀協(平成23年8月29日): 金融機関は、与信先が大会社で会社法監査の対象となる場合、会計監査人設置の有無の確認に留意するよう要請。
- 金融庁検査局: 金融機関における会計監査人設置の確認、監査報告書の入手は信用リスク管理上重要。上記日本公認会計士協会要請への対応を金融検査でも確認する方針を徹底(平成23年9月)
- 金融検査→金融機関の信用リスク管理強化(監査報告書の入手等)→大会社における会計監査人監査の実施

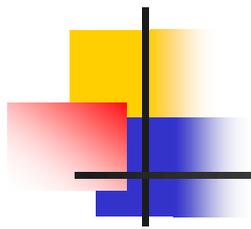


会計監査人からの照会・確認に対する金融機関等の対応

- 監査人による監査先企業の取引先等に対する問い合わせ、確認(監査基準委員会報告19号)
- 確認対象項目:預金及び金融機関との取引、借入金、保護預かり有価証券等
- 照会を受けた金融機関、証券会社の対応の問題;回答の正確性・信頼性、回答にかかる内部統制等

金融機関監督・検査と証券市場 監視・監査法人検査の交錯

- 金融庁金融検査⇒金融機関→事業法人、監査法人
- 公認会計士・監査審査会検査⇒監査法人→事業法人、金融機関
- 証券取引等監視委員会調査・検査⇒事業法人→監査法人、金融機関



Thank you !

<http://www.fsa.go.jp/cpaaob/index.html>